

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第1回）

議事録

日 時：平成30年7月24日（火）10:10～10:25

場 所：官邸4階大会議室

出席者：安倍 晋三 内閣総理大臣
菅 義偉 内閣官房長官（議長）
上川 陽子 法務大臣（議長）
茂木 敏充 経済再生担当大臣
福井 照 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
松山 政司 内閣府特命担当大臣（少子化対策・クールジャパン戦略）
小此木 八郎 内閣府特命担当大臣（防災）兼国家公安委員会委員長
野田 聖子 総務大臣
河野 太郎 外務大臣
林 芳正 文部科学大臣
加藤 勝信 厚生労働大臣
齋藤 健 農林水産大臣
世耕 弘成 経済産業大臣
石井 啓一 国土交通大臣
中川 雅治 環境大臣
越智 隆雄 内閣府副大臣（代理出席）
うへの 賢一郎 財務副大臣（代理出席）
長坂 康正 内閣府大臣政務官（代理出席）

（議事録）

○上川法務大臣 ただ今から、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催します。始めに、官房長官から御発言願います。

○菅内閣官房長官 先日の骨太方針において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設することとなりました。これを受け、受入れ業種の検討、在留管理体制の強化、日本語教育の充実等の受入れ環境の整備について、政府一体となって総合的な検討を行うため、本会議を開催するに至った次第です。本日の閣議決定により、法務省が外国人の受入れ環境の整備に関する司令塔的機能を果たすこととなりました。関係府省が連携を強化し、新たな制度による受入れは、来年4月を目指して準備を進めてまいりたいと考えていますので、御協力をお願い申し上げます。

○上川法務大臣 それでは、一つ目の議題である、新制度創設に向けた今後の進め方について、私から説明します。官房長官から御発言があったように、新たな制度による外国人材の受入れは、来年4月を目指して、準備を進めてまいりたいと考えています。そのため

の入管法の改正法案を早期に提出ができるよう、法務省において準備を進めているところであります。法案成立後速やかに、外国人材の受入れに関する業種横断的な基本方針を閣議決定するとともに、具体的な受入れ業種と業種別の受入れ方針を決定する必要があります。受入れを検討されている業種を所管する省庁におかれましては、法務省と具体的な協議を速やかに進めるようお願いいたします。

では、新制度創設に向けた各省の取組状況につきまして、皆様から御発言願います。始めに、厚生労働大臣から御発言願います。

○加藤厚生労働大臣 新たな外国人材の受入れにあたっては、世界的な人材獲得競争が進展する中、日本で働きたいと思ってもらうためにも、適正な処遇や雇用環境が確保されることが重要であります。厚生労働省としては、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進する中で、新たな外国人材の受入れについては、適正な雇用管理を確保する観点から、関係省庁と連携しつつ検討を進めていきたいと思っております。また、介護分野は、足下の有効求人倍率が高止まりする中で、2025年度までに年間6万人程度の介護人材を追加で確保することが必要な状況であり、新たな外国人材の受入れに向けては、介護業界を所管する立場として、具体的な制度設計の議論に積極的に参加していきたいと考えています。

○上川法務大臣 次に、農林水産大臣から御発言願います。

○齋藤農林水産大臣 農業分野では、農業就業者の減少・高齢化が進行しており、経営者である担い手の確保だけでなく、収穫等の作業ピーク時や規模拡大等に対応するための労働力の確保が大きな課題となっています。農業の成長産業化を図るためにも、今回の新たな外国人材の受入れ制度により、農業現場で不足している即戦力の人材を確保する必要があります。法務省等の制度所管省庁と連携して速やかに検討を進めてまいり所存です。また、農林水産省が所管する業種の中には、農業以外にも、漁業、水産加工・食料品製造業、外食産業等、人手不足への対応が課題となっている業種があることから、これらの業種についても、新たな外国人材の受入れ制度の対象となるよう、検討を進めてまいりたいと考えています。

○上川法務大臣 次に、国土交通大臣から御発言願います。

○石井国土交通大臣 国土交通省としては、建設業、造船・舶用工業、宿泊業、自動車整備業、空港グランドハンドリング等の分野で、人手不足に対応する必要があると考えており、新たな制度を活用した外国人材の受入れについて、検討を進めてまいります。これらの業種については、必要とされる技能水準、日本語能力等について検討を進める必要があります。今後、入管法の改正及び政府基本方針の決定に併せて、業種別受入方針を決定できるよう、法務省をはじめ関係省庁と連携して検討を深めてまいります。

○世耕経済産業大臣 産業界にとっても人手不足は深刻であります。経産省として「IT活用等による生産性向上」を徹底的に進めた上で、外国人材の受入れを進めたいと考えています。経産省所管の製造業、小売・サービス業について幅広く実態把握を進めています。

製造業については7月12日に説明会を開催しました。業界団体を中心に約300人が参加しました。産業界の関心は高くなっています。特に、あらゆる産業のサプライチェーンを支える鋳・鍛造や金型プレスなどにおいてニーズが高く、速やかな受入れ開始を目指すべく、7月20日に具体的な意見交換を開始しました。経産省としては、産業界のニーズを踏まえながら、生産性向上に向けた取組の進捗などを勘案した上で、真に外国人材の受入れが必要と判断される業種を見極めてまいります。

○上川法務大臣 次に、二つ目の議題である外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討の方向性について、私から説明します。今回の新たな制度による外国人材の受入れを含め我が国に滞在する外国人は今後、一層増加することが見込まれます。雇用や生活の場において支障が生じないよう多言語での生活相談の対応、日本語教育の充実を始めとする生活環境の整備を行うことが今回の制度での受入れが円滑かつ適切に行われるための鍵であり、日本で働き、学び、生活する外国人が我が国社会の一員として孤立することなく、社会を構成する一員として受け入れていくために必要な手段であると考えております。受入れ環境の整備については、今回、関係省庁の御協力を得て、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討の方向性をお示したところです。今後、国民や外国人の皆様の御意見も幅広くうかがう仕組みも作った上で、受入れの基本方針の策定と合わせ、総合的対応策を取りまとめたいと考えています。法務省が司令塔としての役割を果たしていきたいと考えていますので、御協力よろしく申し上げます。

では、総合的対応策の検討の方向性について、皆様から御発言願います。始めに、厚生労働大臣から御発言願います。

○加藤厚生労働大臣 外国人が安心して生活・就労できるよう、医療通訳等の配置等により、医療機関における外国人患者受入に関する環境整備を進めてまいります。さらに、外国人労働者について、都道府県労働局や労働基準監督署に設置している外国人向けの相談コーナーや相談ダイヤルなど、労働条件等に関する外国人労働者の相談ニーズに多言語で対応してまいります。また、適正な雇用管理を確保する観点からも、事業主の雇用主としての責任の下に適切に社会保険への加入が行われるよう、周知や確認等を含め実効性のある方策を関係省庁と協力しながら検討してまいります。

○上川法務大臣 次に、総務大臣から御発言願います。

○野田総務大臣 国籍や民族などの異なる人々が地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の推進は、地方自治体の重要な課題であり、これまでも、地域の実情を踏まえ、様々な取組が展開されてきました。総務省としても、多文化共生推進プランを提示するとともに、優良な取組をまとめた事例集を昨年3月に公表するなど、各自治体において、計画的かつ総合的な取組を実施するようお願いしてきたところです。今後も、自治体のご意見をよくお聞きしながら、地域における先進的な取組の普及・展開などを通じて、自治体の多文化共生施策の更なる推進に積極的に努めてまいります。

○上川法務大臣 次に、外務大臣から御発言願います。

○河野外務大臣 今般、新たな在留資格として、「就労」に関して正面から議論が行われていることを評価したいと思います。新制度により受け入れた外国人材が円滑に共生できる日本社会を実現するためには、人権に配慮し、安価な労働力としてではなく、生活者として外国人材を受け入れることが不可欠です。また、国内雇用を優先する観点からも、受入れ業種については、例えば、地域や業種ごとの有効求人倍率など、公的な指標に基づいて検討されなければなりません。きちんとした在留管理はもちろん、国や自治体が緊密に連携をとり、受け入れ環境を整えることが重要です。外国人材に求める日本語能力を適時かつ迅速に測定することも不可欠になります。そのためにも外務省としては、関係省庁と緊密に連携してまいりたいと考えています。また、相手国政府及び国民の理解を得られるよう、在外公館を通じ、新たな制度に関する正確な情報発信等にも取り組んでまいりたいと考えています。

○上川法務大臣 次に、文部科学大臣から御発言願います。

○林文部科学大臣 文部科学省においては、外国人が日本社会で円滑に生活できる環境を整備し、共生社会が実現されるよう、生活者としての外国人に対する日本語教育及び子供の教育の充実について、体系的な取組を進めてまいります。まず、全国各地において、外国人が生活に必要な日本語能力を身に付けるための学習機会が得られるよう、支援を行うことが重要と考えています。また、優れた日本語教師を確保するため、研修や教師資格の整備等に取り組んでまいります。子供の教育に関しては、学校におけるきめ細かな指導の充実、教員定数の改善等に努めてまいります。加えて、ICTを活用した取組の全国展開や、高校生に対するキャリア教育、夜間中学の充実、就学促進等を総合的に進めることが重要と考えています。

○上川法務大臣 他に御発言はございますか。それでは、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の検討の方向性について御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございました。検討の方向性については、この閣僚会議として御了承をいただいたものとします。この検討の方向性は、総合的対応策の取りまとめに向けて、中間的な整理を行ったという位置付けのものでありますので、ここに盛り込まれていないものも含め、取組の拡充や具体化を進めるとともに、必要となる予算要求についても検討を進めるようお願いいたします。最後に、プレスに入室いただきます。

(報道関係者入室)

○上川法務大臣 総理から御発言があります。

○安倍内閣総理大臣 この2年半にわたり、47全ての都道府県で有効求人倍率が1倍を超える中、全国各地の中小・小規模事業者をはじめとする現場では、人手不足が深刻化しています。このため、生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進する必要があることは言うまでもありませんが、それとともに、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築することは急務であります。新たな制度に

よる外国人材の受入れは、来年4月を目指して、準備を進めてまいりたいと考えていますので、法案の早期提出、受入れ業種の選定等の準備作業を、速やかに進めていただくよう、お願いします。

また、新たな制度による受入れを含め、在留外国人の増加が見込まれる中、日本で働き、学び、生活する外国人の皆さんを社会の一員として受け入れ、円滑に生活できる環境を整備することは重要な課題です。本日の閣議決定により、法務省が外国人の受入れ環境の整備に関する総合調整を行うこととなりました。法務省の司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進められるよう、関係閣僚の御協力をお願いします。また、法務省には、在留外国人の増加に的確に対応するため、組織体制を抜本的に見直し、在留管理等に当たる新たな体制を構築するよう、検討をお願いします。

○上川法務大臣 ありがとうございます。プレスの皆様方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

○上川法務大臣 それでは、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議はこれで終了することといたします。ありがとうございます。

(以上)